

まで障がい者共働事業所に対する運営費補助制度であり、滋賀県の社会的事業所制度のように、直接、障害者に対する賃金補填としては活用できない。しかし、「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」を重視し、障害者スタッフを半数以上雇用すること、最低賃金の4分の3を保証すること、精神障害者の短時間勤務を認めることなど、障害者の「保護雇用」を実現する取り組みとして注目されている。

札幌市を含め、北海道の経済事情、雇用情勢は極めて厳しい状況にある。そのため、全国各地で行われている従来型の方法では効果的な雇用施策とはならず、市場も人材も離れて行くという課題に直面している。そのため、札幌市独自の雇用施策を分野や種別を超えて有機的に連結させながら機能させていくことが積極的に推しすすめられている。障がい者共働事業運営費補助制度も、「地育地就」という新たな形態により、官民一体になり、企業と障がい者共働事業所、共同作業所、そして市民活動を結びつけた取り組みであるところに特徴がある。そして、障害者を含めた社会的弱者全体を網羅した「保護雇用」として、他の地域には見られない効果を挙げている。

以下は、2009年9月9日、札幌市西区琴似にある札幌市障害者活動支援センターライフの事務所において、事務局長、石澤利巳氏に対して行ったヒアリング、そして、同日、札幌市役所において、札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課就労・相談支援担当係長、成澤元宏氏に対して行ったヒアリングの報告である。

(1) 札幌市障害者活動支援センターライフの設立の経緯

札幌市障害者活動支援センターライフは、2000年に認証された特定非営利活動法人である。複数の事業所やヘルパーセンター、作業所などをグループにした団体であり、「障がいを持つ人々の基本的人権を守り、障がいを持つ人々が当たり前地域で生活し、活動することの出来る環境を作り、ノーマライゼーション社会の創出に向けた制度・政策の提言とその実現に向けた活動をすすめること」を目的にしている。

主な活動内容は、以下のとおりである。

- ①バリアフリー住宅やグループホームの運営、移動サービスやガイドヘルプサービスの提供、災害時の緊急救援活動など、障がいを持つ人々の自立生活を支援する事業
- ②ノーマライゼーション社会に向け、障がいを持つ人々の基本的人権を擁護し、障がい者が安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」への政策提案、研究事業
- ③障がいを持つ人々の就労・起業活動への支援事業
- ④小規模作業所への支援活動事業
- ⑤身体障がい者居宅介護等事業、短期入所事業、地域生活支援事業
- ⑥知的障がい者居宅介護等事業、地域生活支援事業
- ⑦児童居宅介護等事業
- ⑧前各号の事業に付帯する事業

札幌市障害者活動支援センターライフは、1988年、札幌市内に各種の事業を展開しているワーカーズコレクティブが経営する印刷会社「オフィス・イマージ」に一人の障害者が参加したことに端を発する。それを契機に、翌年の1989年、障がい者ワー

プロフロアーが開設された。1990年には、障がい者ワープロフロアーは、共同作業所補助金制度の支給対象になる。その後、1999年、小規模作業所「おおぞら」が開設され、2002年、自然食品と手づくり品の店「ひだまり」が開店された。そして、2003年には、指定居宅支援事業所障がい者支援「繭結（ゆい）」が開設される。

2006年、障害者と非障害者の「支援し、支援される関係」や補助金に依存した経営体質など、従来の共同作業所のあり方に対する疑問から、「障害のある人も障害のない人も共に働く場づくり」に着手しはじめる。そして、札幌市障害者活動支援センターライフと有限会社ことのは舎が統合し、共働事業所もじや、共働事業所きばりや、共働サービスたねやに再編され、ひだまり、繭結（ゆい）を含め5事業所になる。

(2)障がい者共働事業運営費補助制度の概要

札幌市障害者活動支援センターライフが、障がい者共働事業所として再編された2006年10月、札幌市独自の障害者雇用施策である障がい者共働事業運営費補助制度が施行された。この制度は、「障がいのある者もない者も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築をすすめ、地域社会に根ざした障がいのある者の就労の促進と社会的、経済的な自立を図るため、札幌市と民間事業者の協働により、障がいのある者のより一層の社会参加と自立、充実した地域生活の促進を図ること」を目的としている。

この制度は、上田文雄札幌市長、一期目の「札幌新まちづくり計画」の一環である。4年間の中期計画である「札幌新まちづくり計画」は、前期2年で中間見直しが行われ、後期の重点事業のひとつとして、障がい者共働事業運営費補助制度は打ち出された。制度が施行された2006年には、3ヶ所の障がい者共働事業所が補助対象になり、翌年の2007年には、補助対象が3ヶ所増やされた。上田市長、二期目の公約に基づき、補助金の対象を10ヶ所にすることが「第2次札幌新まちづくり計画」に盛り込まれ、2008年には、補助対象が1ヶ所、2009年には2ヶ所増やされた。2010年には、更に2ヶ所増やされる予定である。

補助対象の障がい者共働事業所になる主な要件は、以下のとおりである。

- ①法人が行う継続性のある事業であること
- ②事業の拠点が札幌市内にあること
- ③設備などが障害に配慮された環境であること
- ④障害福祉に熱意ある管理者を配置すること
- ⑤障害者従業員5人に1人以上、相談や技術指導などを支援する従業員を雇用すること
- ⑥障害者従業員が、週30時間以上勤務していること（精神障害者の短時間勤務を認める）
- ⑦市内に居住する障害者が従業員の5割以上、かつ5人以上であること（短時間勤務の障害者従業員は、0.5人×2でカウントする）
- ⑧障害者従業員に対して、最低賃金の4分の3以上を保証する雇用契約を結ぶこと
- ⑨障害者従業員に対して、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用すること

補助基準額は、雇用する障害者従業員数により異なるが、概ね以下のとおりである。

- ・ 障害者従業員数 5 人：年間 6,820 千円
- ・ 障害者従業員数 6 人：年間 7,720 千円
- ・ 障害者従業員数 7 人：年間 8,630 千円
- ・ 障害者従業員数 8 人：年間 9,540 千円
- ・ 障害者従業員数 9 人：年間 10,450 千円
- ・ 家賃加算：月額上限 40 千円（家賃の 2 分の 1 が上限）
- ・ 施設設備費加算：1,000 千円（開設初年度のみ）

補助対象になる障害者は、障害関係の手帳の受給者以外、障害者自立支援法に基づく自立支援医療受給者証の所持者、その他、市長が必要と認める者になっている。しかし、あくまでハローワークからの斡旋を受けることを前提にしており、補助対象になる障害者は、ハローワークに求職登録する必要がある。

補助対象になっている障がい者共働事業所は、喫茶などの飲食業、大型家具などのリサイクル・修理・販売業、パソコンなどの一次解体業など多様である。経営母体も、社会福祉法人に限らず、社団法人や株式会社もある。北海道電力の特例子会社も補助対象になっていたことがあるが、1 年で補助対象から外れた。

補助対象の選考は、外部委員を入れた選考委員会で行われる。選考委員は 5 名であり、外部委員は、中小企業家同友会、身体障害者福祉協会、精神障害者家族会連合会から各一名ずつ選ばれ、外部委員が過半数を占めている。選考方法は、補助申請した事業所が提出した企画提案に関するプレゼンテーションを行い、各委員が、5 段階で評価することにより行われる。事務所の配置、事業運営の安定性、収支の組み方、障がい者共働事業所としての事業の妥当性など、重点項目に関しては、2 倍の付加を課して採点される。2009 年も、2 ヶ所の募集に対して 3 倍程度の応募があり、創意工夫を凝らした企画提案がされた。選考された事業所は、以下のとおりである。

- ・ 既に軽度の障害者を雇用している化粧品製造会社であり、新規に行うエステ事業に補助金を活用し、今後は郊外の農地での野菜栽培・販売も検討している。
- ・ 通称「札幌バレイ」と呼ばれている札幌市内に IT 企業を誘致する経済特区にある IT 関連の人材派遣会社であり、本州の家電会社などの製品検収事業を第三者評価を兼ね、アウトソーシングで行う。

このように、札幌市の経済と雇用を活性化させる創意工夫を凝らした事業が、障がい者共働事業運営費補助制度から生み出されている。しかし、これらの事業所が、継続的にこの補助金を活用し、事業を展開していくことは想定していない。障害者従業員 5 名で年間約 7 百万円ベース、9 名で年間約 1 千万円ベース、このような障がい者共働事業所が 10 ヶ所あれば、年間約 7,000 万円から 1 億円の予算を要する。札幌市も、他聞に漏れず財政状況は極めて厳しく、この規模の予算を捻出するためには、他の予算を削る必要があり、この制度の予算規模は、これ以上拡大できないのが現状である。しかし、パイを大きくできないからといって、現在補助対象になっている事業所がこの補助金を独占するのも制度の趣旨に反する。そのためには、現在補助対象になっている障がい者共働事業所がこの制度から巣立っていくことを模索していく必要がある。具体的には、障がい者共働事業所から、障害者自立支援法に基づく就労継続

支援事業 A 型事業所への移行や、事業収益に比例した補助金の減額などが考えられるが、この課題に関しても、一層の創意工夫が求められている。

(3)障がい者共働事業運営費補助制度から元気ジョブへ

札幌市における今後の障害者雇用施策は、障がい者共働事業運営費補助制度のみが担っているのではない。前述のように、補助対象になっている障がい者共働事業所は、補助を受けての斬新な事業展開から、企業との提携による経営基盤の確立へと発展していくことが求められている。そのひとつの方法として、2009年9月から施行されたのが元気ジョブである。これは、国が100%負担する緊急雇用対策事業のひとつである「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」を活用し、現在失業中の方から4名のコーディネーターを雇用する2011年度までの時限措置である。主な目的は、障害者の福祉的就労の底上げである。札幌市内に約200ヶ所ある共同作業所や地域活動支援センターと企業との間をコーディネートし、障害者ができる仕事の情報を収集し、それらを担う企業を発掘するに留まらず、企業へ仕事の仕方や新規事業の提案を行っていくものである。北海道庁でも、授産振興センターにより同様の事業は行われているが、広域事業のため、札幌市は独自に市内10区の4圏域にコーディネーターを配置し、よりきめ細かな事業を展開している。

札幌市が独自に行う雇用施策として、2009年2月から、障害者を含めた失業者を対象にした元気発見事業がある。この事業は、障害者では、重度身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者が対象になっており、事業対象になっている派遣会社に登録し、研修を受けたうえで、企業などにまずは派遣社員として働くことを目的にしている。企業なども、一度雇用すると、正規雇用では解雇は難しく、障害者の雇用を控えることがあるが、派遣であれば企業なども障害者を受け入れ、障害者雇用の契機にもなる。また、精神障害者などは、障害の特性から短時間で不規則な勤務を希望する場合があります、正規雇用より派遣という携帯の方が馴染みやすいことも想定される。

とはいえ、元気ジョブも2011年度までの時限措置である。元気ジョブを事業継続していく場合、将来像を想定しておく必要がある。元気ジョブは年間約1,600万円ベースの事業である。仮に、2割のコーディネート料を徴収するとすれば、年間約320万円の事業収益があり、独立した事業としての足がかりになる。また、元気ジョブがコーディネートした仕事の受注先として、元気ジョブそのものが障がい者共働事業所や障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業 A 型事業所、地域活動支援センターを経営することも考えられる。いずれ、元気ジョブも、事業に対する運営費補助制度から、事業の環境整備のための補助金制度に移行していくことが想定される。

このように、元気ジョブがコーディネートする仕事の循環は、企業などと福祉的就労を行う共同作業所などに限定されない。その循環の輪は、障がい者共働事業所や市民活動にも広がる可能性を孕んでいる。実際、札幌市の市民活動を担当する部局が元気ジョブに注目しており、市営の跡地活用の一環に元気ジョブを位置づけ、公園清掃や除雪などの環境整備事業を元気ジョブがコーディネートすることも模索されている。

障害者の就労支援は、作業手順やマニュアル、ネットワーク化やモデル化など、各方面から、他の分野の就労支援のユニバーサルデザイン化をしていく可能性がある。

そのため、他の社会的弱者に対する就労支援への波及や裾野の広がりをもたらすのではなかろうか。

5. 箕面市における障害者雇用助成金制度について

社会的事業所の取り組みとして、滋賀県に先んじて独自の制度が施行された例として、大阪府箕面市の障害者雇用助成金制度がある。これは、障害者に対する最低賃金の補填という「保護雇用」の要を重視しながら、「障害者が当たり前前に働く場を地域社会が一体となって生み出していくこと」と「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」を尊重した取り組みとして注目されている。

以下は、2009年12月18日、大阪府箕面市にある豊能障害者労働センターの事務所において、代表、小泉一氏、副代表、新居良氏に対して行ったヒアリングの報告である。

(1) 豊能障害者労働センターの設立の経緯

豊能障害者労働センターのホームページ⁷⁾にある同センターの紹介は、以下の文章からはじまる。

『1981年秋、ひとりの少年が、市役所に垂れ下がる「国際障害者年・完全参加と平等」と書かれた文字を見つめていました。当時、彼は養護学校高等部の3年に籍を置いていました。通学バスのバックミラーのなかで、この街はかげろうのようにキラキラとゆれていました。障害があるというだけでこの街の学校で学ぶことができず、となり街の養護学校で訓練を繰返してきた彼にとって、この街は通り過ぎるだけのまぼろしの街でした。というより、この街にとって彼自身が遠ざかる風景だったのかもしれない。この街に帰ってくるために12年間訓練を繰返してきた少年は、この街が彼をあたたく受け入れてくれると信じていました。しかし来春卒業を前にしたこの少年の未来にこの街が返した答えは、彼を絶望させただけでした。

「どこにもいくところあらへん！！」

晴れやかなはずの「卒業」という言葉が、地獄のさけびとなって彼の頭のなかを駆けめぐりました。多くのこどもたちがこの街で育ち、大人になっていくのに、あたりまえに学ぶことも、あたりまえに働くことも、あたりまえに生きることもはばまれる自分は、いったい何者なのか。豊能障害者労働センターは、この少年の問いかけから誕生しました』

このひとりの少年とは、現在の代表、小泉氏その人である。

1982年4月、この障害当事者の自立を求める主体的取り組みに国際障害者年箕面市民会議が呼応し、それに行政が応えることにより豊能障害者労働センターは設立された。設立当初は、築30年の民家を事務所にし、地域の中学校を卒業した少年とともに障害者2人を含む6人が共同生活を送り、生活保護の他人介護料を利用したヘルパーの所得、粉石けんの訪問販売などを主な財源にするという厳しいものであった。同時に機関紙「積木」を創刊し、地域住民への啓発活動も行っていった。

豊能障害者労働センターは、障害者を保護、訓練・指導する従来の社会福祉の枠組

からはずれ、一般企業など、労働市場から排除された障害者であっても、生活介護とともに、生活できる給料をつくりだす「所得のともなう雇用の場」を目指している。そして、「障害者が主体的に個として生きる力の発揮」とともに「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」を尊重している。

現在、8店舗の経営と、機関紙「積木」を通じての通信販売を中心に活動している。具体的には、リサイクルショップ6軒の経営、カレンダー、Tシャツ、エプロン、かばん、障害児教育自主教材などの通信販売、飲食店や福祉ショップの経営、箕面市広報の点訳委託を中心にした点訳事業、箕面市統括用品である粉石けんの販売、そして映画上映会、講演会、コンサート等各種イベントの企画・実施などの啓発事業である。資本金は100万円であり、55人のスタッフ（そのうち32人は障害者スタッフ）が年間1億円以上の売り上げを上げている。

「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」を尊重しているため、基本的に同一賃金であり、障害基礎年金の受給者、親に何らかの扶養を受けている障害者スタッフは月収89,000円、その他の障害者スタッフ、非障害者スタッフのほとんどは月収125,000円から150,000円である。

1995年1月の阪神・淡路大震災では、被災障害者救援活動に参加し、同3月には、被災障害者救援バザーを開催するため、地域住民からバザー商品を募った。それは「春の大バザー」として継続されており、リサイクル事業をはじめの契機にもなった。このように、豊能障害者労働センターは、事業をとおして多くの地域住民とつながり、障害者が地域住民のひとりとして当たり前のような生活ができるよう、地域社会における「労働文化の構築」に結びつく活動を続けている。

機関誌「積木」をとおしての通信販売にも同様のことがいえる。機関誌をとおしての地域住民などとの情報の共有は、商品のみ情報に留まらない。豊能障害者労働センターは、通信販売をとおしても顔の見える関係の創出を目指しており、それは、「人と人が出会う場としての市場の創出」ともいえるものである。

一般企業など、労働市場から排除された障害者であっても、生活介護とともに、生活できる給料をつくりだす「所得のともなう雇用の場」を目指す豊能障害者労働センターは、障害者スタッフと非障害者スタッフの「支え合いの関係」にも特徴がある。それは、単に非障害者スタッフが障害者スタッフを介助し支援するという関係ではなく、障害者スタッフの存在が非障害者スタッフを支えるという双方向の関係を構築している。そのため、非障害者スタッフのなかには、被差別地域出身者、外国籍市民、高齢者、母子家庭の母など、様々な「働きにくさ」をかかえるスタッフが多く、障害者のみではない社会的弱者全体の雇用の受け皿として、「保護雇用」の機能を果たしている。これは滋賀県の社会的事業所と類似した特徴である。

(2)障害者雇用助成金制度の創設

このような豊能障害者労働センターを支える制度として、1987年に施行された箕面市独自の制度である障害者雇用助成金制度を挙げることができる。これは、障害者が運営し、障害者の所得を創り出す障害者事業所を対象にした助成金制度である。現在、箕面市には、4ヶ所の障害者事業所がある。

助成金の対象になる障害者は、「障害を理由にした社会的ハンディの結果、一般就労が困難な者」とされており、障害関係の手帳の受給者に限定されていない。この障害の定義・認定は、現在、国際標準であるICFに通ずるものであり、従来の日本の障害者関連施策の枠組を越えるものといえる。

障害者雇用助成金制度の施行に至る背景には、1983年に豊能障害者労働センターが箕面市に提言した「箕面における福祉の展望と労働センターの位置づけ」がある。この提言書は、「障害者を主体にした自主的な仕事づくり」、「市民との開かれた関係」、「行政による積極的な支援」という三つの柱から構成されており、「障害当事者が主体になって行う仕事づくりを市民に働きかける開かれた場」を行政が積極的に支援することを求めている。

1990年には、重度障害者の職業的自立の促進を図ることを目的にした財団法人 箕面市障害者事業団が設立され、障害者雇用助成金は、同事業団の障害者雇用助成金交付要綱に基づいて交付されることになった。同要綱は、行政と市民、学識経験者などで構成された箕面市中心身障害者連絡協議会 障害者雇用促進制度調査研究部会が1993年に報告した『障害者雇用促進制度調査研究最終報告』に基づき全面改訂され、障害者の賃金補填に対する客観的な基準などが設定された。施行当初の障害者雇用助成金制度は、重度障害者の労働の場に1人当たり月額5,000円を補助するという障害者の働く場への助成金制度であり、助成内容に関する明確な規定はなかった。この改訂により、1983年の提言の基本的な考え方が反映されることになった。

障害者雇用助成金制度の要件は、以下の7点である。

- ①職業的重度障害者の雇用実数が4人以上であり、雇用割合が30%以上（実人数算定）であること
- ②障害者雇用およびそのことを通じた職種開拓・職域拡大に向けた事業内容を社会的に明示していること
- ③障害者雇用に関して、箕面市および本事業団との連携を保持しており、本事業団の職種開拓育成事業の対象事業所であること
- ④事業所内外において、障害者問題など、人権・福祉問題の啓発を行っていること
- ⑤事業所の経営機関に障害当事者が参加していること
- ⑥労働保険（労災保険、雇用保険）の適用事業所であること
- ⑦事業所としての経営努力がなされていること

この要件には、豊能障害者労働センターが尊重してきた「障害者が当たり前に関わる場を地域社会が一体となって生み出していくこと」と「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」は位置づけられていない。しかし、それらの考え方は、「障害者の働く権利の保障」と「職場や地域における共同性の創出」という障害者事業所の活動をとおして地域社会において具現化されている。

(3)障害者雇用助成金制度と「保護雇用」

1994年の要綱改訂により、障害者雇用助成金は、障害者助成金、援助者助成金、作業・設備等助成金の三つにカテゴリー化された。そのうち、最も重要なものは、雇用

関係と最低賃金の保障を前提にし、最低賃金の4分の3を補填する障害者助成金である。最低賃金の補填の割合が4分の3になったのは、当時の各種社会福祉サービスの国庫補助の割合が4分の3であったからであるともいわれている。この障害者助成金の根拠として、1993年の報告書は以下のように述べている。

『まず1点目は、障害者の労働能力に視点をおいた援助策である。一定の労働能力があり、企業の生産ラインになじむ一般雇用されている障害者と異なり、職業的重度の障害者が多くいる障害者事業所では、いかに職種開拓を行っても、健常者と同等の労働能力を求めることは客観的に不可能である。そこで、例えば健常者が箱を10個作る間に、障害者が1個とすると、障害者の賃金は健常者の10分の1ということになるが、それでは障害者の経済的自立は不可能であり、ここに行政が、援助策としての賃金補填を行う意義がある。生産された量でその人の人間的価値を量る考え方は、重度障害者の人間的価値を低くみる考え方であり、行政としてノーマライゼーション実現へ向け、障害者事業所を援助する第一の意義は、まさにこの点にあると言ってよいのである』

つまり、障害者助成金に基づく賃金補填は、障害による稼得能力の喪失や減退を補う所得保障として、障害者に労働をとおした社会参加を保障するという意味がある。しかし、ここで強調している労働の価値は、単に能力主義に基づく労働の効率性ではない。一般企業など、労働市場から排除された障害者が「当たり前で働く場を地域社会が一体となって生み出していくこと」と「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」は、障害者事業所と地域社会に新たな価値を創造することにつながるからである。この広義の労働の価値に関して、財団法人 箕面市障害者事業団が2007年に報告した『箕面市における障害者事業所が行う社会的雇用の今後のあり方について～最終報告～』は、「地域に人権を啓発する主体」と表現している。

(4) 今後の課題と展望

障害者雇用助成金制度が施行された当時の箕面市は、競艇事業による潤沢な税収があった。これが、他の地方自治体に例を見ないこのような助成金制度が創設された要因であったといわれている。しかし、現在の箕面市は、他聞に漏れず財政難が表面化しており、補助金の一律2割削減が行われている。

障害者雇用助成金制度の今後に関しても、2008年から行政との協議の場が持たれている。今後、障害者助成金は、障害者1人当たり年間109万円という定額の補助から、障害者一人一人の実労働時間の最低賃金の4分の3という定率の補助に変更される。この影響として、障害者事業所の財源は、15%程度減少すると予測されている。また、大阪府と箕面市が行っている共同作業所に対する補助金制度は、2011年に廃止されることが決まっている。そのため、共同作業所の障害者事業所への移行も検討されており、「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」がどこまで担保されるか懸念されている。

しかし、障害者雇用助成金制度は、滋賀県の社会的事業所制度、札幌市の障がい者共働事業運営費補助制度と同様、「障害者権利条約」が求める障害者雇用の実現に向けたヒントがあるばかりではなく、障害者を含めた労働弱者全体を対象にした「保護雇

用」を日本でどのように実現すべきかのヒントも見えてくる。とりわけ、障害者雇用助成金制度は、「保護雇用」の要である最低賃金の補填に関して際立った成果を挙げており、「障害のある人も障害のない人も共に働く共同性」を尊重しながら持続可能な制度として発展していくことが求められている。

おわりに

以上、「福保労」と「JD」が行った「ILO 提訴」に対する「ILO 報告書」、「研究会」の「中間報告」、ふたつの報告書から、今後の日本における「保護雇用」のあり方を検討した。また、札幌市、大阪府箕面市の社会的事業所制度に関するヒアリングの報告をとおして、障害者雇用において「保護雇用」を追及していくことが、社会的弱者全体を対象にした「保護雇用」として波及効果を及ぼす可能性について言及してきた。

国内各地の社会的事業所制度の取り組みを検証すると、それぞれの地域性が反映されていると同時に、今後各地で社会的事業所制度を制度化する多くの示唆が含まれている。現在、三重県などにおいても社会的事業所制度の創設が模索されており、今後、これらの示唆が、各地の制度化にどのように活かされるのかに関して検証していきたい。

そもそも、滋賀県、箕面市、札幌市における社会的事業所制度も、自治体の財政状況や地域の経済状況などに影響され、大きな転機を迎えている。それら、現在制度化されている社会的事業所制度の今後に関しても、引き続き追跡調査を行っていきたい。

また、障がい者制度改革推進会議の議論から、社会的事業所の法制化も検討されており、既に社会的事業所が制度化されている自治体や障害当事者団体、共同連などが社会的事業所の法制化に向けての活動を加速させている。これらの活動にも引き続き注目していきたい。加えて、それぞれの団体がモデルに挙げている国の取り組みを検証することが、日本における社会的企業のあり方を具体化する意味でも重要であると考えられる。とりわけ、韓国の「社会的企業育成法」を念頭に置き、共同連が推しすすめている社会的事業所の法制化に向けた取り組みに注目し、日本における今後の「保護雇用」のあり方を検討したい。

注

1) 第 1 回障がい者制度改革推進会議の配布資料にある「論点表たたき台」は、以下のアドレスからアクセスできる。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/...1/index.html

2) 「ILO 報告書」の和訳は政府からは公表されておらず、「福保労」が独自に和訳を公表している。「福保労」の和訳は、全国福祉保育労組（2009）『障害者の就労支援と国際比較－ILO159 号条約違反の提訴への回答と今後の対応』6 頁～21 頁に「ILO 提訴」本文の和訳などとあわせて掲載されている。

3) 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会（第 11 回）」の議事次第には、以下のアドレスからアクセスできる。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/s0414-6.html>

4) この定義は、若林之矩（1993）『障害者雇用対策の新展開』労務行政研究所、143 頁から引用したものである。

5) 表記の対照表は、「ILO 提訴」の関連資料とともに、全国福祉保育労組(2009)『障害者の就労支援と国際比較－ILO159 号条約違反の提訴への回答と今後の対応』22 頁～27 頁に掲載されている。

6) このヒアリングは、厚生労働科学研究費補助金「障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究」の一環として、松井亮輔（法政大学 現代福祉学部 教授）に対して、2009 年 8 月 24 日、国立社会保障・人口問題研究所において行ったものである。

7) 豊能障害者労働センターのホームページアドレスは、以下のとおりである。

<http://www.tumiki.com/>

脱施設化の理論的背景

－スウェーデンの障害者政策に着目して－

中原 耕

1. はじめに

2006年12月に国連総会で採択された「障害者の権利条約」の批准にあたっては、障害に基づく差別を禁止するとともに、障害者が地域社会で普通に生活する権利を保障するための適切な立法措置および行政措置が求められている。同条約の第19条では、障害者の自立生活と地域社会へのインクルージョンについて規定がなされ、居住に関する選択の自由と「特定の生活様式（施設を含む）」での生活を義務づけられないことが明記されている。

日本の障害者の生活状況を概観すると、今なお50万人以上の障害のある人々が入所施設・病院での暮らしを余儀なくされている。入所・入院期間を短縮し、入所者を減らすことは、障害者権利条約の批准という意味でも重要な政策課題といえる。

日本では、他の先進諸国の動向に反して入所施設が増え続け、今なお入所施設を擁護する主張も散見される。本研究では改めて脱施設化の意義を検討すべく、スウェーデンでの障害者政策に着目した。入所施設についてどのような議論がなされ脱施設化や施設解体に結び付いたのか、そのプロセスと理論に注目し、整理を試みた。

2. スウェーデンにおける障害者政策の変遷

(1) 1960年代まで

最初に、スウェーデンの障害者政策全般の歴史的経緯にふれておきたい。スウェーデンにおいても、他の先進諸国同様に、19世紀後半から20世紀中盤（1960年代）までは、入所施設への隔離・収容が障害者政策の中心であった。障害者の人権は軽んじられ、例えば、精神障害・知的障害・重度障害のある人について1934年から75年頃にかけて約6万3000件もの不妊手術（強制的なものを含む）が行われている（市野川1999）。施設収容の時代が長く続いたが、1950年代末から60年代はじめにかけて、施設収容者のためのデイプログラムが開発され、徐々に「収容するだけのケア」から「積極的なケア」への移行が始まったといわれている（Tøssebro et al. 1996=1999: 61）。また、この時期に、入所施設の悲惨な実態を批判する具体的な報道や運動も始まったといわれている（河東田2002: 17-18）。

1967年にはノーマライゼーション原理を盛り込んだ「精神発達遅滞者援護法」（以下、援護法と略す）が制定され、翌68年に施行されている。この法律の特徴は、河東田（2004）によれば、①全員就学の制度化、②居住環境の質的改善（グループホームの施行・小グループ制・入所施設中心の処遇の見直し）、③新しい概念の提示（「保

護」から「援護」へ）一となっている。

（2）1970年代

援護法の制定により、グループホームが制度化されているが、その利用は中度・軽度の知的障害者が中心であり、「重度の成人障害者は依然として施設での収容生活が当然視された」（Tøssebro et al. 1996=1999：64）といわれている。この記述を踏まえれば、1970年代は中・軽度の人を中心に入所施設から地域（グループホーム）への移行が進んだと思われる。施設入所者数は1970年頃にピークを迎えた（Tøssebro et al. 1996=1999：66）とされ、1970年代の10年間で保護施設・特殊隔離病院等の入所者数は約1万3000人から約1万500人（推計）へと減少している（図1）。また、この時期は、入所施設の「病棟を小さく分割し、小グループ原則が広く浸透した」（Røren 2000）とされ、入所施設の小規模化・個室化が進んだものと思われる。

試行的に特別学校から普通学校への「場の統合」、施設からグループホームへの移行が徐々になされるようになると、①グループホームが入所施設居住の下位にとどまっていること、②サービスの提供責任が国・県（ランスティング）・市（コミュン）に分散し、整合性がないこと、③「特別法」ゆえに権利保障の不十分さ一などの問題点が指摘された（河東田 2004）。

（3）1980年代

1980年には、社会福祉の包括的な基本法である「社会サービス法」が制定された（1982年施行）。この法律は、従来の公的扶助法、児童福祉法、アルコール及び薬物乱用者ケアなどを統一した枠組み法であり、障害者ケアや高齢者ケアも含まれる。社会サービス法では、「自らの生活を自ら変えることができる」という人の能力に対する信頼と尊重が根本原理として据えられ、援助を受ける権利（第6条）が明記された（訓覇 1998；加藤 2002）。社会的援助を必要とする人々（利用者）を管理・統制の対象とするような従来の見方を否定し、当事者を「権利主体」として捉え直すことを迫るものとなっている。「機能障害者の福祉」（第21条）では、コミュンに対しケア付き住宅（特別なサービスの付いた住宅）の整備を義務付けている（訓覇 1998；二文字 1998）。

「援護法」を全面的に改正する形で、1985年に「精神発達遅滞者等特別援護法（新援護法）」が制定され、翌86年に施行されている。新援護法は、社会サービス法の下位法または補足法とされ、その特徴は河東田（2004）によれば、以下の6点である。

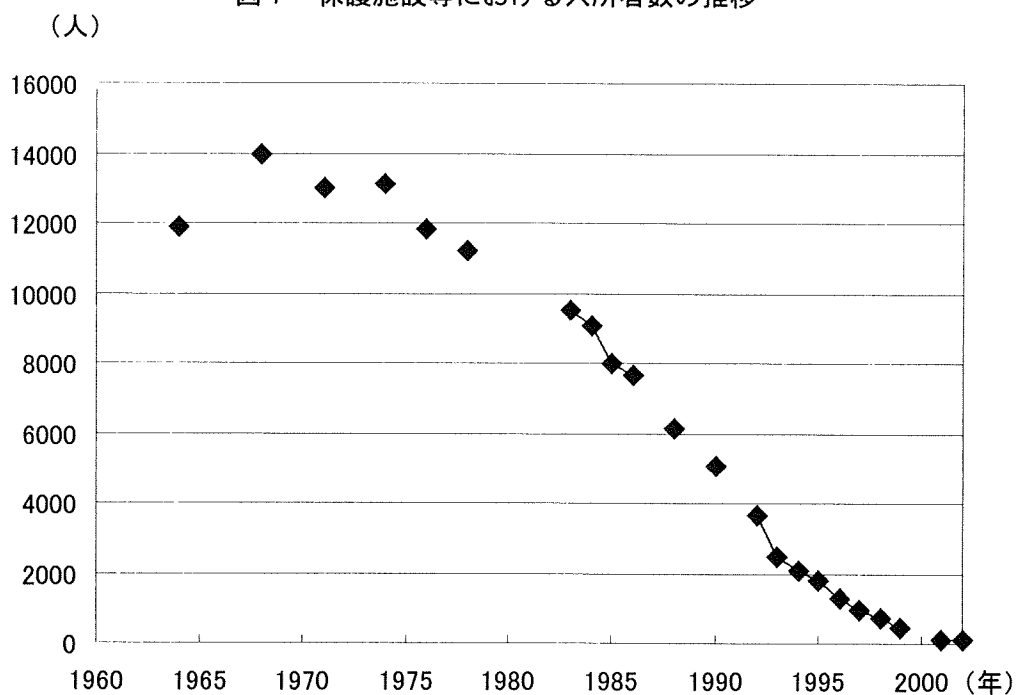
- ①知的障害者だけでなく、中途知的障害者や小児精神病者にも対象枠を広げたこと
- ②特別な権利とその内容を明示したこと
- ③対象者の自己決定権や上訴権の行使を認め、諸権利実現の具体策を明示したこと
- ④施設ケアから地域ケアへと福祉のあり方を明確に打ち出し、入所施設解体・閉鎖の方向を明示したこと
- ⑤地域で生活するために必要な物的・人的援助の具体策を明示したこと
- ⑥各種施策の市移管の方向性を打ち出したこと

表1 スウェーデンの障害者政策

年代	政策
1968年	精神発達遅滞者援護法（援護法）施行 居住環境の質的改善（グループホーム、小グループ制）。
1982年	社会サービス法の施行 障害当事者のサービス（ケア付き住宅を含む）を受ける権利を明記。
1986年	精神発達遅滞者等特別援護法（新援護法）施行 入所施設解体・閉鎖の方向を明示。新規入所を禁止。
1994年	特定の機能障害者に対する援助及びサービスに関する法律（LSS法）施行 特別病院・入所施設の解体計画を県に義務付け（1994年末まで）。 パーソナル・アシスタント制度の導入。
1995年	精神保健福祉改革
1997年	特別病院・入所施設解体法の施行 入所施設解体終了の期日を1999年12月31日と決定。

出所：奥村・伊澤（2006）、河東田（2004）等から作成。

図1 保護施設等における入所者数の推移



注：入所者には児童を含む。

出所：河東田（1998）、河東田ほか(2002)、奥村・伊澤（2006）、二文字（1987；1992；1998）、Røren（2000）、早川（2005）の数値を基に作成。

4点目の入所施設解体・閉鎖の方向性であるが、この点は、新援護法ではなく、新援護法施行法に記述されている。その内容は、「児童・青少年を対象とする入所施設は速やかに閉鎖される。新たな入所者をとらないこととする。成人用入所施設及び特別病院については経営状態及び在住者への配慮が許す時期に閉鎖される。新たな入所者は、特別な理由がある場合のみとることができる」となっている（河東田 1998）。施設解体に関して、各県はその解体計画（新しい住宅建設計画や職員配置計画なども含む）の提出を社会庁から求められている（河東田 1998）。また、Røren（2000）によれば、新援護法により発達障害のあるすべての人々は、統合されたグループホームやデイ活動により援助を受ける権利をもつことになり、重度の重複心身障害者もこのような援助形式での支援を受ける権利があることが特別に指摘されたといわれている。

（4）1990年代

1989年に発足した障害者政策に関する委員会¹による答申を受ける形で、1993年には「特定の機能障害者に対する援助及びサービスに関する法律（LSS法）」が制定された（1994年施行）。この法律の特徴は、河東田（2004）によれば、以下の5点である。

- ①「援護」から「権利の達成」へと新しい概念を示し、「自己決定権」にかかわる主体とその内容をさらに明確にした。
- ②「機能的な障害をもつ人」という表現を用いて対象範囲の拡大をはかった。
- ③特別病院や入所施設の解体計画の策定を各県に義務付けた（1994年12月31日まで）。
- ④福祉の一部有料化。
- ⑤パーソナル・アシスタンス制度の導入。

対象範囲の拡大では、「恒常的な身体的あるいは精神的な重度の機能障害をもつため、日常生活において相当の困難を伴い、援助およびサービスを必要とする者（明らかに加齢に伴う場合は除く）」が対象として追加された（奥村・伊澤 2006）。パーソナル・アシスタンス制度の導入に伴って、アシスタント補償法（LASS法）も同時期に制定されている。

1994年には、障害者オンブズマン制度が導入されている。障害者オンブズマンは、障害者の権利と利益に関わる問題に注意を払い、監視することを任務とし、政策改善や世論形成へのイニシアチブをとることが期待されている（訓覇 1998：292-294）

1995年には、精神保健福祉改革が地方自治体主体で行われた。地方自治体は、地域ケアの最初のステップとして地域生活移行者のための住宅の確保に努めたとされる（早川 2005）。

1997年には「特別病院・入所施設解体法」が制定・施行され、ここでは「1999年12月31日までにすべての入所施設を解体する」と明記された。

¹ 委員会の名称は、二文字（1998）によれば「障害者政策に関する1989年委員会」、河東田（2004）によれば「障害問題調査検討委員会」と訳されている。

3. 障害者政策に関する政府文書

次に、脱施設化の理論的背景を探るべく、障害者政策に関わるスウェーデン社会庁の通達や委員会の報告といった政府文書を見ていきたい。

最初に、「知的障害者の自由と権利」（1981年）をとりあげる。これは、国際障害者年によせて社会庁が公表した宣言である。脱施設化に関わる部分を抜粋すると以下の通りである²。

「知的障害者の自由と権利」（社会庁通達，1981年第19号）（抜粋）

1. 知的障害者も他者と同一の権利をもつこと

伝統的に、社会の知的障害者観において支配的であったのは保護と収容である。自由と権利はまず刺激と報償として与えられた。しかし、すべての知的障害者は他の一般市民と同一の自由と権利をもっている。法的根拠または個々のケースにおける特別な目的のある場合を除いてこの自由と権利が制限されてはならない。表現の自由、情報獲得の権利、集会の自由、デモ行進の権利、結社の自由、信仰の自由はすべての人に当てはまる。知的障害者がデモ行進し、連盟のメンバーになり、宗教団体に加入することを妨害してはならない。

他の一般市民と同様に知的障害者も個人的な詮索の対象となるべきではない。誰も、招かれもしないのに知的障害者の私的空間に侵入してはならない。

2. 自分自身の選択を行う訓練

知的障害者が異なった選択肢の中から選び取る能力は限定的なものであることが多い。

知的能力をつけるためには、食べ物、住居、作業、衣服等について、異なった選択肢の中から選び取る試みを純粋に実践的に行う必要がある。

3. 法的年齢に達した者は自己責任を取ることができる

法的年齢に達した知的障害者は、一身上の事項および金銭的事項のいずれの分野においても原則として自己責任を取ることができる。

4. 「話し合い」および「共同意思決定」

知的障害者は種々の形態の施設等に居住し、労働している。施設等における職員との共生は「話し合い」と「共同意思決定」によって特徴付けられるべきである。

上記の通り、伝統的な「保護・収容」政策を明確に批判し、当事者の自由と権利について具体例をあげて認めるものとなっている。地域生活移行への直接の言及はないが、「住居を選択する」ことは、脱施設化につながる重要な視点である。「私的空間」という表現からは、居室は個室であることを前提していると読み取れる。

² 二文字（1998：59-60）を参照した。

次に、社会庁の勧告「人間としての尊厳」（1985年）をとりあげる。この文書は、障害当事者の尊厳を重視する政府の立場を鮮明にした基本的文書であり、施設等における当事者と職員との関係に焦点をあて、支援のあり方を示したものである。入所施設に関する部分を抜粋すると次の通りである³。

「人間としての尊厳」（社会庁勧告、1985年度3号）（抜粋）

序章

第1章 知的障害者の自由と権利

第2章 知的障害者を一個の人間として尊重すること

- (1) 知的障害者は不快感を伴う侮辱的な処遇を受けない
- (2) 見学者の来訪等に際して知的障害者を見せ物にしてはならない
- (3) 知的障害者を経済的搾取の対象にしてはならない
- (4) 秘密の保持と守秘義務

第3章 自己決定の権利

施設に生活する障害者は各自の能力に応じて意思決定に参加することを許されるべきである。意思決定への参加は、大規模、小規模を問わず施設に広く行き渡った、障害者への過保護と受け身の態度の増加を考慮してみると、特に重要である。

- (1) 自己の日常生活上のことに関して自己決定する権利
- (2) 自己の将来のことを自己決定する権利
- (3) プライバシーを保障される権利

成人の知的障害者の多くは施設やグループホームで生活している。施設を通常の家庭に似たものにするために大きな努力が払われてきたが、施設が集団生活の形態を用意するという事実は否定しがたい。施設では、日々、一連の場面展開において、知的障害者は自ら選択したわけでない仲間と一緒に生活することを強いられる。それゆえ、知的障害者にとって自分自身の部屋を持つことは格別に重要である。知的障害者の寝室はパーソナルな住空間として考慮されるべきであり、可能な限り、私的な住居としてみなす努力を惜しんではならない。知的障害者各自は、自室に自分の好みで家具を備えてよいし、好みに応じた飾り付けをしてよい。居室が共有される場合は、双方の居住者の気持ちが顧慮されるべきである。誰かと居室を共有したいとか、それを中止したいとかの希望を表明した場合、その希望は尊重されるべきだ。

- (4) 強制的禁止
- (5) 活動の自由の権利

³ 二文字（1998：15-57）を参照した。

第4章 共生のための規準

(1) すべての人に同一のルールが適用される

② 共存のための指導的原則

ノーマライゼーションは知的障害者のケアを支配する原則となっている。それは、知的障害者が障害をもたない人々と可能な限り同一の日常生活パターンと生活状況を体験できるような生活を送れる機会を獲得すべきであることを意味している。それゆえ、施設であっても、ノーマルな人間的諸関係や生活パターンを促進するような状況が作られるべきである。

第5章 結論

「人間としての尊厳」は、入所施設の実態をふまえた詳細なガイドラインとなっており、現代の日本社会でも十分通用するものとなっている。「知的障害者にとって自分自身の部屋を持つことは格別に重要である」という記述からは、居室の個室化が非常に重要視されたことがうかがえる。第4章では、日本ではしばしばタブー視される性の問題（セックスと同棲）にも言及している。結論では、再度、職員が当事者の尊厳を侵害しないよう注意喚起がなされている。

入所施設について、その集団生活（集団処遇）を批判しつつも、施設から地域生活への移行や施設の小規模化、施設解体にまでは踏み込んでいない。

最後に、施設解体に関する社会庁の文書（1990年）をとりあげる。これは、なぜ社会庁が入所施設を解体することにしたのか、その根拠を示すものである⁴。

① 目に見えないものから目に見えるものへ

入所施設では、入所者が大きな集団で処遇されることが多い。

地域では、家庭的な小さな家に住み、個人として尊重されるようになる。情緒的安定がはかられ、問題がより理解され、改善されるようになる。知的障害をもつ人たちは職員も、共に社会の一員となり、一般の人々からより大きな関心をもって見られるようになる。

② 隔離された状態から社会の構成員として

入所施設は、地域から遠く離れ、隔離された所にあることが多い。そのため、独特の規範と運営システムをもつ特殊な施設文化が形成されてしまい、社会的コントロールがきかなくなってしまう。

地域では、コミュニケーションが取りやすくなり、社会参加が容易になる。日常生活の中で、自然に〔住民と〕コンタクトが取れるようになる。

⁴ 河東田ほか（2002：19-20）を参照し、抜粋した。文中の〔 〕内は、筆者の補足である。

③機械的な仕事から変化のある仕事へ

入所施設では、施設利用者の居場所がなくなり、介助の仕事を決まりきったものにする事が多く、自然な活動を生み出す可能性が少なくなってしまう。

④集中管理から地域分散化へ

入所施設では、集団指導体制がとられ、完結された環境になりやすい。官僚主義的な構造がつくられ、各生活棟に主体性を与えず、上部の意向によって活動が左右されることが多くなる。

地域での援護活動は、さまざまな場所・生活環境の下で余暇活動や日中活動が行われ、職員もいろいろな役割をもっている。地域では、職員は仕事以外でも新しい期待に出会うようになる。

⑤保護から社会的援助サービスへ

入所施設は、医療中心の考え方に左右され、職員が活動の内容を決めることが多い。合理性優先の保護となってしまう傾向がある。

地域では、形態や内容を自分で決めることが必要となり、職員の役割も変質してこざるを得なくなる。しかし、相談員やスーパーバイザーとしての新しい役割をもつようになると、仕事に自信がもてるようになり、社会的関係がもて、変化があった面白く、満足感を得られるようになってくる。

⑥不平等から意思の尊重へ

入所施設では、生活棟が職員の基本的な労働の場となり、利用者のニーズをコントロールしたり、制限することが多くなる。利用者の個人的な物はほとんどなく、多くの物が共通の物となっており、自分のベッドを持つ権利ももっていない。

地域では、知的障害者の意思や関心が尊重されるための条件が増えてくる。自分の住居をもち、質の高い物質的基準、より良い1人あたりの経済水準、より広い居住スペースを得る権利が提供されるようになる。

上記の通り、入所施設と地域での生活を比較し、施設を全面的に否定したものとなっている。入所施設の「改革（改善）」には限界があり、入所施設解体に考え方の軸足を移す必要性を示唆したものとなっている（河東田 2002）。

4. おわりに

スウェーデンにおける入所者数の推移（図1）をみると、1970年代前半から2000年にかけて、ほぼコンスタントに入所者数が減少していることに気づく。今回の検討から知的障害者に関して、1970年代は中・軽度の人を中心に地域生活移行が進み、80年代以降、社会サービス法、新援護法、さらにはLSS法の後押しを受けて、より重度・重複の当事者の地域生活移行が進んだものと推察される。

入所施設解体の過程に着目すると、その転換点は新援護法（1985年制定、86年施行）にあるといえる。新規入所を原則禁止し、施設の解体を義務付けるものであった

ため、スウェーデン全土の入所施設関係者、特に職員、保護者に最も影響を与えたといわれている（河東田 2002：33）。新援護法に施設解体の規定が盛り込まれた背景を探っていくと、1979年にさかのぼることがわかった。河東田（1998）によれば、入所施設解体は1979年の社会サービス法草案の中で初めて公に提案されたとなっている。その内容は、「住宅政策の目標はすべて人々が自分の住居をもつことにある。しょうがいをもつ人々の生活形態としての入所施設は、明らかに時代遅れのものである。……入所施設居住をなくそうとするここ10年間の努力は続けられるべきである。」というものであった。この提案は、援護法施行以後の入所施設内外におけるグループホームづくりと地域居住化の試みの結果、行われるようになったと説明されている（河東田 1998）。その後、1981年に、援護法改正の議論を行った国家援護委員会（援護調査委員会）が、知的障害者施設の漸進的・完全解体の提案を行い、それが新援護法施行法での施設解体明文化につながっている（河東田 1998；2004）。

以上の議論をまとめれば、ノーマライゼーションやインテグレーションといった理念と、地域生活移行の実践の積み重ね、さらに当事者団体の粘り強い運動が後押しする形で、入所施設の解体が提起され、実現したといえよう。

脱施設化政策を推し進める要因についてスウェーデンと日本を比較した場合、実践と運動もさることながら、その土台となる理念面での開きも大きいと感じた。日本で、障害者の自由と権利について、どれほどの議論ができているだろうか。当事者の居住権や居住選択権が軽んじられていることが、脱施設化の遅れにもつながっているように思われる。

本稿では、脱施設化の理論的背景を探るべく、スウェーデンの障害者政策（知的障害中心）に着目して検討を行った。入所施設を明確に否定し、脱施設化が進展したかと思われたが、比較的あいまいな時期もあったことが明らかとなった。そういう意味で、1970年代、入所施設がそれほど否定されず、重度者にとって施設は必要と思われていた中で、地域生活移行が進み、施設入所者が減少している点は、日本と対照的であり興味深い。今後は、その要因を検討するとともに、入所施設をめぐる議論の整理も行っていきたい。

引用・参考文献

- 市野川容孝（1999）「福祉国家の優生学—スウェーデンの強制不妊手術と日本」『世界』1999年5月号、167-176
- 奥村芳孝・伊澤和法（2006）「スウェーデンにおける障害者政策の動向—高齢者ケア政策との異同を中心に—」『海外社会保障研究』154、46-59
- 加藤影彦（2002）「第1編 第6章スウェーデンの障害者政策」竹前栄治・障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店
- 河東田博（1998）『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション』現代書館
- 河東田博・孫良・杉田穂子ほか（2002）『ヨーロッパにおける施設解体』現代書館
- 河東田博（2004）「解題：ノーマライゼーションの原理の生成発展とスウェーデンに

- おける原理の法的具現化」ベンクト・ニィリエ著，加東田博ほか訳編『ノーマライゼーションの原理〔新訂版〕—普遍化と社会変革を求めて』現代書館
- 河東田博（2009）『ノーマライゼーション原理とは何か—人権と共生の原理の探究』現代書館
- 訓覇法子・藤岡純一・高橋睦子（1998）『世界の社会福祉1 スウェーデン・フィンランド』旬報社
- 高島昌二（2001）『スウェーデンの社会福祉』ミネルヴァ書房
- 高島昌二（2007）『スウェーデンの社会福祉入門—スウェーデンの福祉と社会を理解するために』晃洋書房
- 二文字理明（1987）「スウェーデンにおける知的障害者の処遇」『大阪教育大学紀要. IV, 教育科学』35(2)、271-282
- 二文字理明（1992）「スウェーデンにおける知的障害者の住居形態の実際と理念」『大阪教育大学紀要. IV, 教育科学』41(1)、107-118
- 二文字理明（1998）『スウェーデンの障害者政策〈法律・報告書〉—21世紀への福祉改革の思想』現代書館
- 早川潤一（2005）「スウェーデンにおける精神障害者・知的障害者のための福祉政策と居住環境」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』6、43-53
- ヤンネ＝ラーション・アンデシュューベリストローム・アン＝マリー＝ステンハンマル著，河東田博・ハンソン友子・杉田（新保）穂子訳（2000）『スウェーデンにおける施設解体—地域で自分らしく生きる』現代書館
- 渡辺勸持・大島正彦（1992）「知的障害者の居住サ・ピスの日本の特徴—アメリカ、スウェーデンとの比較を資料にして」『月刊福祉』75(14)、66-70
- Mansell, J. and Ericsson, K., eds. (1996) *Deinstitutionalisation and community living : Intellectual disability services in Britain, Scandinavia and the USA*. London:Chapman and Hall (=2000、中園康夫・末光茂監訳『脱施設化と地域生活—英国・北欧・米国における比較研究』相川書房)
- Røren, Owe (2000) 「第5章 収容所から一般社会へ—スウェーデンにおける知的障害者の入所施設解体」「施設変革と自己決定」編集委員会編『スウェーデンからの報告—施設、地域生活、当事者活動』エンパワメント研究所
- Tøssebro, Jan et al.eds. (1996) *Intellectual Disabilities in the Nordic Welfare States : Policies and Everyday Life*, HøyskoleForlaget, Norway (=1999、二文字理明監訳『北欧の知的障害者—思想・政策と日常生活』青木書店)